

**(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム 整備運営事業  
入札説明書等の修正について**

令和4年7月8日  
静岡市

令和4年5月31日付けで公表しました(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業入札説明書等について、次のとおり修正いたしました。

**様式集**

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正前 (令和4年5月31日時点)	修正後 (令和4年7月8日)
1	57	様式 10-4				修繕計画について	※3 修繕計画については、項目、費用、頻度等を明示すること(なお、具体的な項目及び費用・時期等を示す修繕計画表を別紙とすること。別紙は様式の枚数制限に含まない)。	※3 修繕計画については、項目、費用、頻度等を明示すること(なお、具体的な項目及び費用・時期等を示す修繕計画表(R8~R37までの30年分)を別紙とすること。別紙は様式の枚数制限に含まない)。

**事業契約書(案)**

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正前 (令和4年5月31日時点)	修正後 (令和4年7月8日)														
1	13	第3章	第5節	第42条	5項	(契約不適合責任)	前項の規定にかかわらず、 <u>危機・備品等の契約不適合</u> については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。  (略)	前項の規定にかかわらず、 <u>機器・備品等の契約不適合</u> については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。  (略)														
2	22	第7章	第2節	第72条	3項	(本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	本施設の引渡し前に前項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、市に対して、サービス対価(設計・建設業務)の合計金額(ただし、サービス対価Bに関する割賦金利相当額を除く。)の100分の10に相当する金員を違約金として市が指定する期間内に支払う。  (略)	本施設の引渡し前に前項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、市に対して、サービス対価(設計・建設業務)の合計金額(ただし、サービス対価Bに関する割賦金利相当額を除く。)の100分の10に相当する <u>金額</u> を違約金として市が指定する期間内に支払う。  (略)														
3	50	別紙6	2	(3)	ウ(ア)	支払手続	<table border="1"> <tr> <td>日報</td> <td>常時間閲覧可能な状態に保管しておくこと。</td> </tr> <tr> <td>月報</td> <td>原則として、作成対象月の翌月の14日までに市に提出すること。</td> </tr> <tr> <td>年度総括書</td> <td>作成対象事業年度の翌事業年度の4月末日までに市に提出すること。</td> </tr> </table>	日報	常時間閲覧可能な状態に保管しておくこと。	月報	原則として、作成対象月の翌月の14日までに市に提出すること。	年度総括書	作成対象事業年度の翌事業年度の4月末日までに市に提出すること。	<table border="1"> <tr> <td>日報</td> <td>常時間閲覧可能な状態に保管しておくこと。</td> </tr> <tr> <td>月報</td> <td>原則として、作成対象月の翌月の14日までに市に提出すること。</td> </tr> <tr> <td><b>四半期総括書</b></td> <td><b>原則として、作成対象四半期の翌月の14日までに市に提出すること。</b></td> </tr> <tr> <td>年度総括書</td> <td>作成対象事業年度の翌事業年度の4月末日までに市に提出すること。</td> </tr> </table>	日報	常時間閲覧可能な状態に保管しておくこと。	月報	原則として、作成対象月の翌月の14日までに市に提出すること。	<b>四半期総括書</b>	<b>原則として、作成対象四半期の翌月の14日までに市に提出すること。</b>	年度総括書	作成対象事業年度の翌事業年度の4月末日までに市に提出すること。
日報	常時間閲覧可能な状態に保管しておくこと。																					
月報	原則として、作成対象月の翌月の14日までに市に提出すること。																					
年度総括書	作成対象事業年度の翌事業年度の4月末日までに市に提出すること。																					
日報	常時間閲覧可能な状態に保管しておくこと。																					
月報	原則として、作成対象月の翌月の14日までに市に提出すること。																					
<b>四半期総括書</b>	<b>原則として、作成対象四半期の翌月の14日までに市に提出すること。</b>																					
年度総括書	作成対象事業年度の翌事業年度の4月末日までに市に提出すること。																					